

令和3年6月21日開会

会 議 録

三 島 町 農 業 委 員 会

三 島 町 農 業 委 員 会

1. 日 時： 令和3年6月21日（月） 午後1時30分
2. 場 所： 三島町町民センター 研修室
3. 出席委員：

1 番	二瓶	辰雄	委員	2 番	阿部	通利	委員
3 番	長谷川	秋義	委員	5 番	角田	陽市	委員
6 番	菅家	三吉	委員	7 番	大竹	祐子	委員
8 番	五十嵐	政人	委員		五十嵐	健二	鑑類
	菅家	壽一	鑑類				
4. 欠席委員： （ 5 番 角田 陽市 委員 ）
5. 提出議案： 議案第6号 農地法第3条第2項第5号及び農地法施行規則
第17条の規定に基づく別段面積の設定について
議案第7号 現況確認証明申請書について
6. そ の 他： （1）令和2年度耕作放棄地一筆調査の件について
（2）7月総会日程について
7. 閉 会

三島町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長となり議事を進行する。

議長： 会議録署名委員を指名します。

6番 菅家 三吉 委員、7番 大竹 祐子 委員にお願いいたします。

次に会期の決定についてお諮りいたします。本日の会議は一日のみとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

< 全員異議なし >

議長： 異議なしと認め、会期は本日一日のみと決定いたします。

続いて会務の報告に移ります。事務局の説明を求めます。

事務局： （会務の報告を朗読説明する）

議長： 提出議案の審議に移ります。

議案第6号 農地法第3条第2項第5号及び農地法施行規則第17条の規定に基づく別段面積の設定について議題といたします。事務局説明を求めます。

事務局： （議案第6号について朗読説明する）

6月総会の際に委員から意見のあった「別段面積の設定面積を問わない」と定めてもよいかについて、保留案件となったため国からの回答を求めたものです。

国からは「農地法施行規則第17条（別段の面積の基準）第2項の規定により、別段面積の設定面積を定めないことはできない」との回答を得た。

議長： 各委員からご意見等ございましたら挙手願います。

（特に意見なし）

議長： 他にご意見等ございませんか。無ければ採決に移ります。

議案第6号 農地法第3条第2項第5号及び農地法施行規則第17条の規定に基づく別段面積の設定について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

< 6名挙手 >

賛成 6 名により、本案件を可決とします。

議 長： 次の提出議案の審議に移ります。

議案第 7 号 現況確認証明申請について議題といたします。事務局説明を求めます。

事務局： （ 議案第 7 号について朗読説明する ）

議 長： 各委員からご意見等ございましたら挙手願います。

（ 特に意見なし ）

議 長： 他にご意見等ございませんか。無ければ採決に移ります。

議案第 7 号 現況確認証明申請について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

< 6 名挙手 >

賛成 6 名により、本案件を可決とします。

議 長： それでは、その他（１）令和 2 年度耕作放棄地一筆調査の件について
（２） 7 月総会の日程について、事務局の説明を求めます。

事務局： （ 事務局説明 ）

議 長： その他（２） 7 月の総会について、7 月 2 0 日（火）午後 1 時 3 0 分ではいかがでしょうか。

それでは次回は 7 月 2 0 日（火）午後 1 時 3 0 分からとします。

以上を持ちまして本日の定例総会を終了いたします。

以上会議次第は、書記が記載したものであるが、相違ないことを証明するため署名する。

令和3年6月21日

三島町農業委員会

会 長 阿部通利

議事録署名人 菅家三吉

議事録署名人 大竹祐子

